

リレート

ラッテ

Japan Club of Guam

2013年3月発行 (第11号)

<http://www.jcguam.org/>

Tel : 646-8066 ・ Fax : 646-8067



2月12日の通り魔殺傷事件で
お亡くなりになられた方々
のご冥福とお祈り申し上げ
るとともに、被害にあわれ
た皆様に心よりお見舞い申
し上げます。

DONATION BOX
JAPAN SOCIETY SCHOOL
GYMNASTIUM PROJECT



体育館建設が始まりました。
寄付のご協力をお願いいたします。

第42回 グアム日本人会 定時総会のご案内

日本人会では下記の要領で 第42回 定時総会を開催いたします。日本人会活動の発展のため、会員の皆様のご参加をお待ちしております。

尚、当日は軽食の用意もいたしております。

記

日時：2013年 4月 19日 (金)

19時より開始(開場18時30分)

場所：ヒルトングアムリゾート&スパ ギャラリー

議事内容：年次活動報告、会計報告、次期 理事・監事
選出等

2012年

個人所得稅申告のお知らせ

2012年個人所得稅申告書の申告期限は2013年4月15日(月曜日)です。雇用者よりW-2GUフォーム、銀行の利息収入1099-INTフォーム、株式等の配当金1099-DIVフォーム等お手元にありますか？それらは、2012年個人所得稅申告フォーム1040に申告、納稅をする必要があります。グリーン・カードをお持ちの方は、住んでいた場所に関係なくフォーム1040の申告をする必要があります。また、2012年にビザにてグアム赴任もしくは帰任となられた方は、稅法上、二重身分居住者となる可能性がございますので、通常と違った稅金の申告が必要になります。わからない場合は専門家に一度お問い合わせされるのがよろしいかと考えます。所得の申告漏れや誤った申告フォームでの申告は、罰則金が発生する可能性があります。注意が必要です。申告完了後も関連資料はすべて保管しておいてください。

例えば、ソーシャルセキュリティーの誤記入や空欄だった場合は、罰則金が50ドル発生いたします。このように、ちょっとした不注意が思わぬ罰則金を生み出す可能性も十分にありますので、稅金の知識のある専門家や友人に聞きながら申告書作成をするのが良いでしょう。

申告期日までに全ての情報が揃わない場合、所定のフォームにて6ヶ月間(2013年10月15日まで)延長申請を行うことが出来ます。これは納稅を延長する申告ではありませんので、延長申請と同時に納稅も済ませてください。4月15日以降に不足稅額を納めた場合、4月15日より納稅日までの利息と、納稅を期日までに行わなかった事による罰則金とあわせて納稅をする必要があります。

個人會員・準會員の皆様へ

平素は日本人会に多大なるご協力を賜りありがとうございます。

4月より、日本人会は新たに2013年度がスタート致します。新年度、會員登録をご継続いただける會員の皆様におかれましては、日本人会事務局まで継続のご連絡をお願い申し上げます。合わせまして會員費をご納入頂けると幸いです。お支払いは現金かチェックにて。チェックのお支払い先は、JAPAN CLUB OF GUAMにてお願い致します。チェックをご郵送頂ける場合は、以下の住所までお送り頂けますようお願い申し上げます。

JAPAN CLUB OF GUAM

P.O. BOX 7962 Tamuning, Guam 96931

個人會員費： 40ドル

家族會費： 60ドル

準會員費： 20ドル

尚、日本人会名簿掲載について、住所その他のご変更がある場合はお手数ですが日本人会事務局までご一報頂けますよう、合わせてお願い申し上げます。

連絡先：日本人会事務局

(TEL) 646-8066 (FAX) 646-8067

E-mail : jclub@teleguam.net

お知らせ

毎週、木曜日午後4時30分から、開催していましたが、日本人会初級英会話クラスは事情により閉鎖となりました。

Eメールアドレス登録のお願い

日本人会からの情報配信の為のEメールアドレス登録ご希望の方は、下記のアドレスまでお申し込みいただきます様お願い致します。

*いただきましたEメールアドレスは日本人会名簿には掲載いたしません。

日本人会事務局 : jclub@teleguam.com

日本人会事務局